

ガツン系 法学SA 2026

最高難易度法学SA
ここまで解ければ大丈夫!
全問アプリでも解ける!



目次

| | |
|---------------|-----|
| 長文・難問 SA の解き方 | 004 |
|---------------|-----|

憲法

| | |
|-------------|-----|
| 01 基本的人権(1) | 010 |
| 02 基本的人権(2) | 012 |
| 03 国会 | 014 |
| 04 内閣 | 016 |

行政法

| | |
|-------------|-----|
| 01 行政処分 | 018 |
| 02 警察官職務執行法 | 020 |
| 03 国家賠償請求 | 022 |

刑法

| | |
|------------------------|-----|
| 01 不作為犯 | 024 |
| 02 因果関係 | 026 |
| 03 違法性阻却事由 | 028 |
| 04 未遂 | 030 |
| 05 共犯 | 032 |
| 06 公務執行妨害罪 | 034 |
| 07 放火罪 | 036 |
| 08 不同意わいせつ・不同意性交 等罪 | 038 |
| 09 窃盗罪 | 040 |
| 10 詐欺・電子計算機使用詐欺罪 | 042 |

刑事訴訟法

| | |
|----------------|-----|
| 01 接見交通 | 044 |
| 02 告訴 | 046 |
| 03 自首 | 048 |
| 04 任意捜査と強制捜査 | 050 |
| 05 逮捕の種別 | 052 |
| 06 逮捕の手続 | 054 |
| 07 捜索・差押え | 056 |
| 08 取調べ | 058 |
| 09 自白の証拠能力・証明力 | 060 |
| 10 違法収集証拠 | 062 |

法令略称一覧

| | | |
|---|------|-------------------------|
| か | 外為法 | 外国為替及び外国貿易法 |
| | 警職法 | 警察官職務執行法 |
| | 刑訴規則 | 刑事訴訟規則 |
| | 刑訴法 | 刑事訴訟法 |
| | 国賠法 | 国家賠償法 |
| は | 犯捜規 | 犯罪捜査規範 |
| | 風営法 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 |

長文・難問 SA の解き方



昇任試験対策室 副室長 カメっち先生

昇任試験 SA で難易度が高い問題というと、長文問題を思い浮かべる方が多いかと思いますが。限られた試験時間の中で長文問題を何問も処理することは困難を伴います。

しかし、長文問題の構造を把握し、処理手順を押さえれば、その困難は改善していくものと思います。長文問題はおおむね、①判例引用型、②定義+適用型、③事例型の3つのパターンに分類されます。ここでは、それぞれのパターンに沿って解法を伝授します。

判例引用型

問題が長文になる原因の1つは、判例を引用することによるものです。以下のQ1は、緊急逮捕の合憲性について述べた判例（最大判昭30.12.14）を題材にしたものです（正しい枝文です）。

Q1 憲法は、令状主義の例外として現行犯逮捕のみを規定していることから、緊急逮捕について憲法33条に違反しないか問題となるものの、緊急逮捕を規定する刑事訴訟法210条は、罪状の重い一定の犯罪のみについて、緊急でやむを得ない場合に限り、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発付を求めるとを条件として被疑者の逮捕を認めるという厳格な要件を定めているので、憲法33条に違反しない。

Q1は、上記判例の長い判決文の一部を引用して（若干手を加えています）作ったものです。このような判例型の問題では、受験者の判例に対する理解を問える上に、出題者としては比較的簡単に長文問題を作ることができるので、難問の制作が要求される場合にしやすい手法になります。

解き方のポイント ～判例引用型～

- ① 枝文の最初の行を読んだ後、中盤は飛ばし、最後の行（結論）の正誤を先に判定！
⇒判例の結論と異なるならその時点で×
- ② ①で判例の結論と同じ場合、枝文中盤（結論に至る理由）の正誤を判定！



ガツン系 法学SA

憲法・・・・・・・・P10

行政法・・・・・・・・P18

刑法・・・・・・・・P24

刑事訴訟法・・・P44

01 基本的人権 (1)

長文・難問に
チャレンジしよう！

次は、基本的人権についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする、いわゆる公権力行使等地方公務員の職務の遂行は、住民の生活に直接間接に重大な関わりを有するから、外国人の公権力行使等地方公務員への就任について、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められることを資格要件として求めることは、憲法 14 条 1 項に違反しない。
- (2) 外国人の政治活動について、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- (3) 大学が国賓である外国政治家の講演会を開催するに当たり、参加予定の学生に対してあらかじめ学籍番号、氏名、住所及び電話番号の記入を求めて作成した参加者名簿を警察の要請に応じて提出した場合において、学籍番号、氏名等の個人情報、秘匿の必要性が必ずしも高くない情報であるが、自己が欲しない他者にはみだりに個人情報を開示されたくないとの期待は保護されるべきであり、事前に警察への情報開示を行う旨の承諾を学生から得ておくことが容易であったと考えられる以上、大学が無断で個人情報を警察に開示する行為は、情報の適切な管理についての合理的期待を裏切るものであり、プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。
- (4) 公立高校入試の際、中学校長より作成提出されたいわゆる内申書において、中学生の学校内外における政治的活動が記載された場合には、それが受験生の思想、信条そのものを記載したのではなく、外部的行為を記載したにとどまるものであったとしても、受験生の思想、信条の自由の侵害に当たる。
- (5) 信仰上の真摯な理由から剣道実技に参加することができない公立高等専門学校の学生に対して、当該学校において、当該学生に対し、剣道実技の代替措置として、例えば、他の体育実技の履修、レポートの提出等を求めた上で、その成果に

応じた評価をすることは、憲法 20 条 3 項に規定する政教分離原則に反しない。

正解 (4)× 判例は、枝文の事案において、いずれの記載も、上告人の思想、信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、右の記載に係る外部的行為によっては上告人の思想、信条を了知し得るものではないし、また、上告人の思想、信条自体を高等学校の入学者選抜の資料に供したものと到底解することができないから、受験生の思想、信条の自由の侵害に当たらないとしている（最判昭 63.7.15<麴町中学校内申書事件>）。

解説

- (1) 判例は、在留外国人（特別永住者も含む）がいわゆる公権力行使等地方公務員に就任することは本来我が国の法体系の想定するところではなく、普通地方公共団体が日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置をとることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、憲法 14 条 1 項に違反するものではないとしている（最大判平 17.1.26<東京都管理職選考試験事件>）。
- (2) 判例は、憲法第 3 章に規定する基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶとした上で、枝文のように判示している（最大判昭 53.10.4<マクリーン事件>）。
- (3) 枝文のとおり（最判平 15.9.12<早稲田大学江沢民講演会参加者名簿提出事件>）。
- (5) 判例は、枝文の事例で、いわゆる目的効果基準を用いて、代替措置をとる目的が宗教的意義を有し、特定の宗教を援助、助長、促進する効果を有するとはいえず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫、干渉を加える効果があるともいえないので、代替措置を採ることが、その方法、態様のいかに問わず、憲法 20 条 3 項に違反するということとはできないとしている（最判平 8.3.8<神戸高専剣道実技拒否事件>）。

プラス解説

解説中の<麴町中学校内申書事件><東京都管理職選考事件>などは、事件名を表します。例えば事件名を Web で検索すると Wikipedia などその事件の背景を知ることができます。憲法の判例はストーリー性がある事件が多く、背景を知ることによって記憶にも役立つと思いますので、勉強が進んでいる方は調べてみるのもおすすめです。

05 行政処分

長文・難問に
チャレンジしよう！

次は、行政処分についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当然無効と認めるべき場合を除き、取消権限のある者によって取り消されるまでは、何人もその効力を否定できない。これを一般に公定力という。
- (2) 質屋に対して行う品触れによって、品触れに係る物を受け取った質屋には届出義務が課されるが、この届出義務は、行政機関がその効果を欲することによって生ずるものではなく、品触れによって届出義務を課すと定めた法律の規定によって生ずるものであるから、品触れは、講学上の下命ではなく通知に当たる。
- (3) 飲食店を営業するには、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する観点から、施設の衛生状態等に問題がないこと等につき、食品衛生法に基づく許可が必要とされているところ、この許可は、講学上の許可に当たる。
- (4) 道路、河川等の公共用物は、一般公衆の利用に供されるものであり、道路にガス管や電線等を埋設する際には、道路法に基づく道路の占用許可が必要とされ、また、水力発電に河川の流水を用いる場合には、河川法に基づく河川の流水の占用許可が必要とされているところ、この許可は、講学上の許可に当たる。
- (5) 都道府県公安委員会は、風俗営業の許可の取消処分を行おうとするときは、公開による聴聞を行うべきこととされ、そのため所定の手続をとらなければならない。

正解 (4)× 枝文の道路法に基づく道路の占有許可と河川法に基づく河川の流水の占有許可は、講学上の「特許」に分類されるので誤り。道路の占有許可（道路法 32 条 1 項）や河川の流水の占有許可（河川法 23 条）は、本来認められないはずの特別の権能を特定の私人に付与する行政処分として、講学上の「特許」に当たる。

解説

- (1) 枝文のとおり。なお、公定力とは、違法の行政行為も、当然無効の場合は別として、正当な権限を有する機関による取消しのあるまでは、一応、適法の推定を受け、相手方はもちろん、第三者も、他の国家機関もその行政行為の効力を無視することができない効力をいう（最判昭 30.12.26、最判昭 39.10.29）。
- (2) 品触れにおける届出義務は古物営業法 19 条 3 項の規定に基づいて生じるものであって、行政機関の意思表示によるものではないので、品触れは、行政機関が法的義務を課す処分である「下命」には当たらない。品触れは、特定又は不特定の者に対し、特定の事項を知らせる行為であって、その効果は法律の定めるところによるから、講学上の準法律行為的行政行為のうちの「通知」に当たると解される。
- (3) 枝文の食品衛生法に基づく許可について、レストランを経営することは、営業の自由（憲法 22 条 1 項）に関わるので、本来誰でも自由にできるはずであるが、食品衛生法（52 条 1 項）は、施設の衛生状態に支障が悪いと一般公衆に食中毒等の被害が出る危険性があるため、これをあらかじめ法律で一般的に禁止しておき、個々の申請に応じ、施設の衛生状態に支障がないことを確認した上で個別に当該禁止を解除する「許可」制を採用している。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律は、枝文の旨定めている（風営法 8 条、41 条 2 項、4 項）。これは、行政手続法が定める聴聞の特例である。

プラス解説

「講学上」の用語とは、法律学を研究する上で用いられる用語をいいます。特に法令用語とニュアンスが異なっている場合や、法令用語にはない概念を表す場合に使われる言葉です。SA 対策でいえば、ほぼ行政法の行政処分の性質を判断する問題でしか出てこないと思います。「許可」「特許」などの分類は、「KORON ダイアリー 2026」の試験によくでる用語・数字集で図表にまとめられていますので、是非ご確認ください。

次は、因果関係に関する判例についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 長時間にわたり被疑者らから執拗な暴行を受けて極度の恐怖感を抱いた被害者が、被疑者らから逃れようとして逃走し、その過程で、逃走した場所から約 800 m 離れた場所にある高速道路に侵入したところ、疾走してきた自動車にはねられて死亡した場合、同暴行と被害者の死亡との間に因果関係が認められ、傷害致死罪が成立する。
- (2) 被疑者が、被害者を地上に突き倒し同人の大腿部、腰部などを地下足袋で数回踏みつけるなどの暴行を加え、同人に対し左血胸、左大腿打撲症の傷害を負わせたところ、同人の胸腔内貯留液を消滅させるため医師が投与した薬剤の作用により、かねて同人の体内にあった未知の結核性病巣が炎症を惹起して左胸膜炎を起こし、これに起因する心機能不全のため同人が死亡した場合は、被疑者の同暴行と被害者の死亡との間には因果関係が認められない。
- (3) 自動車を運転していた甲が、自転車で通行中の被害者と衝突し、これを自車の屋根の上にはね上げたまま走行中、これに気づいた同乗者乙が、被害者の身体を逆さまに引きずり降ろし、舗装道路路上に転落させた場合において、被害者が同自動車との衝突及び同道路路面への転落によって頭部等に傷害を負い、同頭部の打撲に基づくくも膜下出血等によって死亡したときは、甲の過失行為と被害者の死との間に因果関係があるとはいえない。
- (4) 被疑者が、被害者の頭部を殴打するなどした結果、意識を消失したため、同人を遠方に運搬して放置した後、第三者が被害者の頭部をさらに殴打して脳出血を生じさせて被害者を死に至らしめた。同脳出血は、被疑者の暴行によっても既に生じていたものである場合、被疑者の暴行と被害者の死亡結果との間に因果関係が認められる。
- (5) 被疑者が、被害者を自動車後部のトランク内に押し込んで、トランクカバーを閉めて脱出不能にさせた上、同車を走行させた後、道路上に停止したところ、別の自動車が過失により時速約 60 km で追突したため、同トランク内の被害者が死亡した場合、被疑者には逮捕監禁致死罪が成立する。

正解 (2)× 被疑者の暴行に基づく結果が被害者の他の特別な病変とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと解される以上、当該暴行と致死の結果との間に因果関係は認められるとする（最決昭 49.7.5）。

解説

- (1) 被害者の行動が、被疑者らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえ、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被疑者らの暴行に起因するものと評価することができるとし、因果関係を認めている（最決平 15.7.16）。
- (3) 被害者の死の結果の発生することが、経験則上当然予想し得るところであるとは到底いえないとして、因果関係を否定している（最決昭 42.10.24）。
- (4) 第三者の行為は、被害者の結果を幾分早めたものにすぎないとして、因果関係を認めている（最決平 2.11.20）。
- (5) 死亡の原因が直接的には第三者（別の自動車の運転手）の甚だしい過失行為にあるとしても、被疑者のトランク内への監禁行為と被害者の死亡結果との間の因果関係は肯定されるとする（最決平 18.3.27）。

プラス解説

判例の傾向として、物理法則的な原因関係が明確な場合には異常な介入事情があっても因果関係を肯定し、このような関係が認められないときに、「誘発」「著しく不相当とはいえない」などの結果発生への寄与度を基準とした考慮を行うという見方もできます。

次は、任意捜査と強制捜査についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであつて、その程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。
- (2) 交通整理等の職務に当たっていた警察官に対し、故意につばを吐きかけたと認識した者に対して、職務質問のためその胸元を掴み歩道上に押し上げた警察官の行為は、職務質問に付随する有形力の行使として許容される。
- (3) おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙するものであるが、少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の見方のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑訴法 197 条 1 項に基づく任意捜査として許容される。
- (4) 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ずに、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察する行為は、検証としての性質を有する強制処分に当たり、検証許可状によることなくこれを行うことは違法である。
- (5) 車両に使用者らの承諾なく秘かに GPS 端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査である GPS 捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるから、検証及び搜索差押許可状がなければ行うことができない強制的処分である。

正解 (5)× 「検証及び捜索差押許可状がなければ行うことができない」は誤り。判例は、対象車両にGPS端末を取り付けることにより対象車両及びその使用者の所在の検索を行う点において、「検証」では捉えきれない性質を有することも否定し難いし、事前に令状を提示することも想定できないため、その特質に着目して憲法、刑法法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましいとし、令状までは特定していない（最大判平 29.3.15）。

解説

- (1) 任意捜査であっても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのだから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当でなく、必要性、緊急性なども考慮した上、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである（最決昭 51.3.16）。
- (2) 判例は、通行人から突然つばを吐きかけられた者としては、一般私人の立場であっても、その理由を問いたすのは当然であって、まして職務に従事していた制服の警察官に対してかかる行為に出た以上、同警察官としては何らかの意図で更に暴行あるいは公務執行妨害等の犯罪行為に出るのではないかと考えることは無理からぬところであるから当然に許容されるとする（最決平元 9.26）。
- (3) 最決平 16.7.12。実務では、犯人に当初全く犯意がなく、おとりの働き掛けにより初めて犯意を生じた場合を犯意誘発型、犯人に当初から少なくとも概括的な犯意ないし犯罪性向があり、おとりが犯行の機会を提供したにすぎない場合を機会提供型とに分けて考え、犯意誘発型＝違法、機会提供型＝適法という発想で判断されてきた傾向にある。
- (4) エックス線の射影によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができる上、内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能であって、荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであり、検証としての性質を有するとされる（最決平 21.9.28）。